

伊 勢 市 公 報

第 284 号
平成 29 年 9 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市子ども発達支援施設条例の施行期日を定める規則	4
○ 伊勢市おひさま児童園規則	6
○ 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則等の一部を改正する規則	8
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	15
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	17
告 示	
○ 特定地域型保育事業者の確認について	19
○ 市議会定例会の招集について	20
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	21
上下水道事業告示	
○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	22
公 告	
○ 犬の抑留について	24
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	25
○ 農用地利用集積計画について	27

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第56号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表産業観光部の部商工労政課の款産業支援係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市こども発達支援施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 57 号

伊勢市子ども発達支援施設条例の施行期日を定める規則

伊勢市子ども発達支援施設条例（平成 28 年伊勢市条例第 32 号）の施行期日は、平成 29 年 9 月 1 日とする。

伊勢市おひさま児童園規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 58 号

伊勢市おひさま児童園規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市こども発達支援施設条例（平成 28 年伊勢市条例第 32 号）第 15 条の規定に基づき、伊勢市おひさま児童園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の解決)

第 2 条 市長は、伊勢市おひさま児童園(以下「児童園」という。)の事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、児童園に苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告するものとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、児童園の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則等の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第59号

伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則等の一部を
改正する規則

(伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則（平成17年伊勢市規則第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市おおぞら児童園規則

第1条中「伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例（平成17年伊勢市条例第98号。以下「条例」という。）第12条」を「伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号。以下「条例」という。）第15条」に、「条例の施行その他伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園（以下「施設」という。）」を「伊勢市おおぞら児童園（以下「児童園」という。）」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出し中「承認」を「承諾」に改め、同条第1項中「に規定する入園申込書を受理したとき」を「の入園申込書の提出があったとき」に、「入園の承認又は却下」を「入園の承諾又は不承諾」に、「おおぞら児童園入園承認（却下）決定通知書」を「おおぞら児童園入園承諾（不承諾）通知書」に、「当該申請書」を「当該申込書」に改め、同条第2項中「承認の決定」を「承諾の通知」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条中「第5条第1項」を「第9条」に、「承認」を「承諾」に、「おおぞら児童園入園申請書」を「おおぞら児童園入園申込書」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「施設」を「児童園」に改め、同条を第3条とし、第

1条の次に次の1条を加える。

(定員)

第2条 児童園の定員は、25人とする。

第6条の見出し中「利用料」を「使用料」に改め、同条中「第9条第1項」を「第12条第1項」に、「利用料」を「使用料」に改める。

第7条第1号及び第8条第1項中「施設」を「児童園」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

第 号		※受付年月日			※受付者印	
		年 月 日				
おおぞら児童園入園申込書 (宛先) 伊勢市長 年 月 日 住所 保護者 氏名 電話番号 おおぞら児童園に入園したいので、次のとおり申し込みます。						
対象児童	ガナ 氏名	・女		生年月日	年 月 日 (歳)	
	入園時在籍校等					
	病の有無	無・有 (疾病名)				
	帳の有無	無・療育手帳 (A1・A2・B1・B2)、身体障害者手帳 (級)				
	相談所の判定	無・有				
	本等の 況	1 肢体不自由 2 知的発達のおくれ 3 視覚障害・弱視 4 聴覚障害・難聴 5 自閉的傾向・広汎性発達障害 6 ことばのおくれ 7 その他 ()				
する ビス	1 発達療育		4 作業療法			
	2 感覚運動遊び		5 言語訓練			
	3 小学部療育		6 その他 ()			
家 庭 の 状 況	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	性別	業・勤務 校名・学年)	考 (緊急連絡先等)
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

(注) ※印の欄には記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

おおぞら児童園入園承諾（不承諾）通知書

年 月 日付で申込みのありましたおおぞら児童園の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

利用の可否		承諾・不承諾（不承諾の理由）		
対象児童	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
利用するサービス （○印該当）	1 発達療育	4 作業療法		
	2 感覚運動遊び	5 言語訓練		
	3 小学部療育	6 その他（ ）		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第2条 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表健康福祉部の部こども発達支援室の款発達支援係の項第2号中「心身障害児通園施設」を「こども発達支援施設」に改める。

第25条各号列記以外の部分中「伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例（平成17年伊勢市条例第98号）第1条の規定により設置された」を削り、同条第1号中「園児」を「伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号）第2条に規定する伊勢市おおぞら児童園の園児」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 伊勢市おおぞら児童園の運営に関する事。
- (3) 障害児相談支援事業に関する事。

第25条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

健康福祉部こども発達支援室の事務の一部を行うため、伊勢市黒瀬町562番地3におおぞら児童園を置く。

(伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表心身障害児通園施設勤務手当の項を次のように改める。

こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園に勤務する職員	日額	200
---------------	----------------	----	-----

(伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則（平成27年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園」を「伊勢市おおぞら児童園」に改める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第9号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6(8)の表2の項を削る。

別表第2の10の表おおぞら児童園の項中「園」を「伊勢市おおぞら児童園」に改める。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号ウ中「伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例(平成17年伊勢市条例第98号)第1条の規定により設置された」を「伊勢市事務分掌規則第25条に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 8 月 24 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

伊勢市病院事業管理規程第8号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表看護部の部の次に次のように加える。

経営推進部	地域医療	日勤	午前8時30分から 午後5時15分まで	午後0時から 午後1時まで	日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において所属長が指定する日を週休日とすることができる。）
	連携課に勤務する職員	遅番	午前9時30分から 午後6時15分まで	午後0時から 午後1時まで	

附 則

この規程は、公表の日の翌日から施行する。

伊勢市告示第 94 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項の確認をしたので、同法第 53 条の規定に基づき告示します。

平成 29 年 8 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

学校法人 明倫幼稚園

2 事業所の名称及び所在地

小規模保育めいりん

伊勢市岡本 2 丁目 11 番 73 号 カーサ・ウッドスプリング 210 号室

3 確認の年月日

平成 29 年 8 月 1 日

4 事業の種類

小規模保育事業

伊勢市告示第 95 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 29 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 9 月 4 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 29 年 8 月 17 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 21 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
議案第 66 号 伊勢市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第 3 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 29 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市役所上下水道部窓口

小俣総合支所生活福祉課

御薊総合支所生活福祉課

4 縦覧期間

自 平成 29 年 8 月 18 日 (金)

至 平成 29 年 8 月 31 日 (木)

5 問い合わせ先

伊勢市上下水道部下水道建設課 電話 0596-42-1530

伊勢市公告第 60 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町高向	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 29 年 8 月 26 日

3 抑留期限 平成 29 年 9 月 1 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 61 号

有滝町地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 29 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

有滝町の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

平成 29 年 8 月 30 日から平成 29 年 9 月 19 日まで。ただし、平成 29 年 9 月 9 日、平成 29 年 9 月 10 日、平成 29 年 9 月 16 日、平成 29 年 9 月 17 日及び平成 29 年 9 月 18 日を除く。

3 閲覧時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

4 閲覧場所

伊勢市生涯学習センター（いせトピア）。ただし、平成 29 年 9 月 2 日及び平成 29 年 9 月 3 日は有滝町民会館、平成 29 年 9 月 4 日は伊勢市旧消防本部（神田久志本町 1436 番地 1）

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を

持参してください。

- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 62 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。